

下水道管路施設における共通プラットフォーム構築に向けた モデル実証による電子台帳導入効果検証事業の公募

令和3年7月1日

国土交通省水管理・国土保全局長 井上 智夫

下記のとおり、応募書類の提出を求めます。

記

1. 事業の概要

本事業は、モデルとなる地方公共団体において、電子台帳の作成、運用及び効果検証を行い、その成果を報告書にとりまとめることを目的とした事業です。

2. 公募対象

本事業では、以下に記載の下水道管路施設における技術及び検証方法を対象とします。

「施設情報や維持管理情報の電子台帳※の導入及び導入に伴う効果」

※電子台帳の導入は、原則として、公益社団法人日本下水道協会が発刊する「下水道台帳管理システム標準仕様（案）導入の手引き」に準じて実施するものとします。なお、台帳管理システムについては、クラウド型を使用するものとします。

3. 事業の具体的内容

本事業は、下水道管路施設の施設情報や維持管理情報を標準仕様に基づき電子化した電子台帳を導入し、下記の事項について調査・検討・実証のうえ、得られた知見やデータによる分析・考察の成果を報告書としてとりまとめます。

- (1) 電子台帳導入による日常的な業務の効率化、施設管理の高度化
- (2) 点検及び調査結果などの維持管理情報の効率的な入力手法
- (3) 共通プラットフォーム※の活用を想定した電子化情報の受け渡し手法
- (4) その他必要な事項（提案がある場合）

※共通プラットフォームとは、下水道施設の施設情報や維持管理情報を集約し、一元的に管理・運用することを目的とした情報基盤を指し、現在管路施設についてその構築に向けた検討を行っています。(3)の実証事項では、(1)及び(2)で活用した技術から、下水道管理者が保有する各種情報を電子情報化した際に、どのように台帳システムへ取り込み、または取り出すことで、効果的な共通プラットフォームの活用につながるかを検証するものです。

また、本事業の成果については、中間報告ならびに最終報告会にて報告をおこなっていただくとともに、その成果を公表していく予定です。

4. 成果品

受託者は、本委託研究で得られた成果については、以下の成果品を提出していただきます。

- ・ 報告書（A4 判） 1 部
- ・ 報告書の電子データ 1 式
- ・ その他調査職員の指示するもの 1 式

5. 履行期間

履行期間は、以下のとおり予定しています。

契約締結日の翌日～令和 4 年 3 月 18 日

6. 応募資格要件

（1）応募資格

本事業に関する応募資格を有するものは、下水道施設を管理する複数の地方公共団体に加え、以下の①～⑤の要件を満たす機関または研究者により構成する共同研究体とします。なお、共同研究体においては、契約時に共同研究体協定書を締結する必要があります。

- ① 大学等の研究機関（大学共同利用機関法人を含む）
- ② 日本下水道事業団、独立行政法人
- ③ 公益法人、一般社団法人、一般財団法人
- ④ 民間機関
- ⑤ その他、特に水管理・国土保全局長が委託研究を実施することが適当であると認めた法人または個人

（2）共同研究体の代表機関に関する要件

構成した共同研究体の中で代表機関を選定することとします。代表機関については、以下の要件に適合している必要があります。ただし、⑥の管理技術者に関する要件については、代表機関たる構成機関が配置する管理技術者 1 名がその要件に適合していればよいものとする。

- ① 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- ② 令和 1・2・3（平成 31・32・33）年度国土交通本省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」を有するものであること。
- ③ 国土交通省大臣官房会計課長から指名停止を受けている期間中でないこと。
- ④ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者またはこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- ⑤ 過去 10 年以内に下記の同種または類似業務を実施した実績を有するものであること
同種業務：下水道情報のシステム化に関する検討業務または調査研究業務
類似業務：システム化に関する検討業務または調査研究業務
- ⑥ 管理技術者に関する要件

a) 管理技術者の資格

以下の資格のいずれかを有する者とする。なお、外国資格を有する技術者(わが国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。)については、あらかじめ技術士相当又はRC CM相当と

の旧建設大臣認定または国土交通大臣認定を受けている必要がある。

- ・ 技術士(総合技術監理部門又は上下水道部門)
- ・ その他技術士と同等と認められる資格
- ・ 特別上級技術者(土木学会)
- ・ 上級技術者(土木学会)
- ・ R C C M
- ・ 工学博士
- ・ 下水道情報のシステム化に関する検討業務の成果をマネジメントした実務経験を有する者 (※)

(※) マネジメントした実務経験とは、例えば、以下のいずれかの者に相当する程度の経験をいう。

[1] 地方建設局委託設計業務等調査検査事務処理要領(H11. 4. 1 付け建設省厚契第31号)第6に該当する総括調査員若しくは主任調査員。

[2] 県、政令市における、[1] と同等の調査職員として業務に従事した者。

b) 管理技術者に必要とされる同種または類似業等の実績

管理技術者は、過去10年以内に、下記[1][2][3][4]のいずれかの実績を有すること。

[1] 同種業務：下水道情報のシステム化に関する検討業務

[2] 類似業務：システム化に関する検討業務

[3] マネジメント業務：下水道情報のシステム化に関する検討業務の成果をマネジメントした実務経験(管理技術者の資格要件に同じ)

[4] 研究：下水道情報のシステム化に関する研究実績

国土交通省発注の業務実績で **TECRIS** に登録された業務成績が 60 点以上であること。ただし **TECRIS** に登録されていない業務は、この限りではない。

(3) 共同研究体の各構成機関に関する要件

構成した共同研究体のうち、代表機関以外の各構成機関については、以下の要件に適合している必要があります。

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 国土交通省大臣官房会計課長から指名停止を受けている期間中でないこと。
- ③ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者またはこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

7. 応募要領

(1) 担当部局

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道事業課資産管理係

電話 03-5253-8111 (内線 34-225)

FAX 03-5253-1596

E-mail : suemasu-h2sw@mlit.go.jp 及び ooyama-y2rs@mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間及び方法

①期間 公募開始日から令和3年7月30日まで

②方法 (1)の宛先まで、メールに次のとおり記載し、申し込みを行い、受付確認後、データにて配付

(メールへの記載)

件名：モデル実証事業説明書の請求

本文：社名、所在地、所属、役職名、氏名、電話番号

(3) 応募書類の提出期限、場所及び方法

① 期限：令和3年7月30日(金)12:00(必着)

② 場所：上記担当係

③ 方法：上記期限までに、応募書類を持参又は郵送で提出して下さい。なお、電子メールのみによる応募は受け付けません。

(4) 説明会の有無

新型コロナウイルス感染拡大防止のため説明会は開催しません。

(5) 説明書に関する質問の方法

説明書に関する質問がある場合は、(1)の担当者までメールにて連絡してください。質問に対する回答は、説明書の配付者全員に対して行います。なお、個別の電話による質問には応じられません。(質問期限は令和3年7月12日(月)12:00とします。)

(6) 応募書類に関するプレゼンテーションの日時及び場所

公募審査委員会において、実施方針、実施フロー、工程表、提案内容等についてのプレゼンテーション等を行って頂きます。日時及び場所は別途応募者に通知します。

(7) 応募書類

応募に当たっては指定した様式を参考として、日本語で作成し提出してください。指定した枚数を越えることや枠をはみ出して作成することは原則認めません。また、文字の大きさについても読みやすい大きさとしてください。

(8) 添付書類

添付書類として次のものを提出していただきます。

①応募者の会社定款(全ての者)

※国または地方公共団体の場合は不要です。

②実証手法等の概要(A4×1枚、パワーポイント様式)

③実証手法等の説明資料・パンフレット等(必要に応じて)

(9) 提出部数

応募書類の部数は次のとおりとします。

① 応募書類 正：1部、副(写し：固有名詞を削除したもの)：1部、
電子ファイル(PDF版)：1部

② 添付書類 正：1部、副(写し：固有名詞を削除したもの)：1部、
電子ファイル(PDF版)：1部

※審査用資料として、応募者が特定できないように固有名詞を全て削除した応募書類、添付書類及び電子ファイル各1部を提出してください。(提出媒体は、CD/DVDとし、必ずウイルスチェックをしてから提出して下さい。)

※なお、提出資料は原則として返却いたしません。

(10) 応募書類の受理

提出された応募書類については、本公募文に従わない場合や不備がある場合、応募書類の記載内容に虚偽が認められた場合、あるいは、応募資格を有しない者の応募書類である場合には、審査対象とならないことがあります。

(11) 秘密の保持

応募書類は委託先の特定のためにのみ利用し、公表しません。ただし、実施が適当であると判断された調査については、その概要を公表することがあります。それ以外の応募書類については、事務局で責任をもって保管、廃棄します。

(12) 研究資金の適切な執行について

- ① 研究者の所属する機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査ガイドライン（実施基準）（平成27年6月2日改正）（以下、「ガイドライン」という。）」（国土交通省のホームページ（<http://www.mlit.go.jp/common/001091878.pdf>）参照）の第1節から第6節に準じて、必要に応じて会計監査人との連携を強化する等、費用の不正使用等の防止等を図るための取組を実施する必要があります。

（国土交通省のホームページ（<http://www.mlit.go.jp/common/001091878.pdf>）参照）の第1節から第6節に準じて、必要に応じて会計監査人との連携を強化する等、費用の不正使用等の防止等を図るための取組を実施する必要があります。

また、国土交通省は、本公募に係る費用について、不正な使用及び不正な受給を行った研究者及びそれに共謀した研究者や、不正使用又は不正受給に関与したとまでは認定されなかったものの、善管注意義務を怠った研究者に対して、ガイドラインの第8節④に準じて、事案に応じて、国土交通省所管の研究資金への応募申請の制限、研究資金配分機関への不正の概要の提供等の措置ができることとします。

- ② 研究者の所属する機関は、「研究活動における不正行為への対応指針（平成27年6月2日改正）（以下「指針」という。）」（国土交通省のホームページ

（<http://www.mlit.go.jp/common/001091876.pdf>）参照）の第4章から第5章に準じて、不正行為（捏造、改ざん及び盗用）を未然に防止するための取り組みを実施する必要があります。

また、国土交通省は、本公募に係る費用について、不正行為（捏造、改ざん、盗用）があったと認定された場合、不正行為があったと認定された研究の不正行為に関与したと認定された者や、不正行為に関与したとまでは認定されていないものの、不正行為があったと認定された研究に係る論文等の内容について責任を負う者としてされた当該論文等の著者に対して、指針の第6章（4）に準じて、事案ごとに、費用の配分停止、申請の不採択、国土交通省所管の研究資金への応募申請の制限、研究資金配分機関への不正の概要の提供等の措置ができることとします。

- ③ その他

委託契約機関に別途、研究不正に関する規程が存在する場合はその規程に従うこととします。

(13) 注意事項

- ① 同一の地方公共団体、機関等が重複して応募することはできません。
- ② 本公募への応募にあたっては、調査の円滑な遂行に必要な時間を適切に確保することに留意して下さい。
- ③ 応募書類の作成、提出に関する費用は、応募者側の負担とします。

- ④ 提出された応募書類については、当該応募者に無断で二次的に使用することはしません。ただし、採択された応募内容については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成 11 年 5 月 14 日法律第 42 号）において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合があります。
- ⑤ 応募書類の提出後においては、原則として差し替え及び再提出は認めません。また、採択後においても応募書類の記載内容の変更は原則認めません。
- ⑥ 応募書類に記載した参加予定者は、原則として変更できません。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、発注者の了解を得て、同等以上の者を配置するものとします。

8. 事業実施者の選定

応募案件の審査等の透明性、公平性を確保するため、公募審査委員会においてプレゼンテーションの審査を行います。審査結果については、結果を問わず応募者に通知します。なお、採否を問わず、審査の経過に関する問い合わせには応じませんので、予めご了承ください。

9. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 応募書類の作成及び提出に要する費用は、応募者側の負担とします。
- (3) 応募書類に虚偽の記載を行った場合は、当該応募書類を無効にするとともに、記載を行った応募者に対して指名停止を行うことがあります。
- (4) 詳細は説明書によります。